

自由金利型定期預金規定 〔大口定期預金〕

(令和2年4月1日現在)

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約入金方式とした場合は、証書（通帳）記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された証書（通帳）記載の預金口座に入金するものとします。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の①または②の利率のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- c. 1年以上2年未満……………約定利率×70%

B. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とし

たこの預金の場合

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- e. 2年以上3年未満……………約定利率×70%

C. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%
- c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
- e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
- f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×70%

D. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
- e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
- f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- h. 4年以上5年未満……………約定利率×80%

E. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%
- g. 3年以上4年未満……………約定利率×50%
- h. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

② 預入期間にかかわらず次の算式により計算した利率

(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行店頭に掲示する利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を第2条のただし書きの満期日自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. (証書（通帳）の効力)

第2条のただし書きの満期日自動解約入金方式とした場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された証書（通帳）記載の預金口座に入金した後は、

- (1) 証書式の場合
証書は無効となりますのでただちに当店に返却してください。
- (2) 通帳式の場合
通帳記載の当該預金は無効となります。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上